

企画調査会の開催について

令和 2 年 10 月 16 日
文化審議会文化財分科会決定

<開催の必要性>

かねてから、伝統的な芸能や古くから続く地域のお祭りなどについては、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等の理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていると指摘されている。一方、近年、書道、食文化等の生活文化をはじめとした様々な文化的所産については、文化財やユネスコ無形文化遺産としての位置付けに関する議論が寄せられており、こうした文化財としての価値付けの定まってない分野等の文化的所産について、保存及び活用の在り方の検討が求められているところである。

こうした状況の中、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動の機会が減少したことにより、生活文化を始め多種多様な文化財についてその継承状況はより一層厳しいものとなっている。

他方、平成 29 年、文部科学大臣による諮問「これからの文化財の保存と活用の在り方について」を受け、文化財分科会に設置した企画調査会において検討を行い、翌年には、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進等を図るため、文化財保護法が改正されたところであるが、当時の企画調査会の議論の中で、無形文化財や民俗文化財に関する検討をより深く進めるべきではないかとの意見が出されていたところである。

また、近年、文化財の活用が強く求められており、無形文化財等だけでなく有形文化財等の保存及び活用並びに地域における更なる保存及び活用も求められているところである。

上述の動き及び平成 29 年当時の企画調査会での議論を踏まえ、文化財分科会の下に企画調査会を開催し、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方を中心に更に検討を行うこととする。

<主な調査事項>

- 無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等について